

全国レディース中央会会則

制定 平成 19 年 11 月 13 日

改訂 平成 21 年 7 月 13 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、中央会女性部・女性中央会（以下「レディース中央会」という。）の強化と組合女性部の発展向上を推進し、もって中小企業団体と業界の振興発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、全国レディース中央会と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 本会は、事務所を全国中小企業団体中央会内に置く。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) レディース中央会及び組合女性部の組織及び事業の支援並びに連絡
- (2) レディース中央会及び組合女性部の設置の促進
- (3) レディース中央会及び組合女性部に関する調査及び研究
- (4) レディース中央会及び組合女性部に関する情報の収集及び提供
- (5) 講習会、研究会及び交流会の開催
- (6) 男女共同参画の推進等に関する行政庁及び全国中央会等への建議並びに施策遂行の協力
- (7) 社会貢献活動
- (8) 表彰
- (9) その他レディース中央会及び組合女性部の設立、発展に必要な事業

第 3 章 会 員

(資 格)

第 5 条 本会の会員たる資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) レディース中央会
- (2) 組合女性部
 - ① 全国地区組合の女性部
 - ② レディース中央会未設置都道府県内の組合女性部

(3) 個人会員（(1) (2) が設立されていない場合に限る）

① 中小企業組合に所属する女性経営者若しくは女性役員又は経営者の女性パートナー

② 組合事務局の女性役職員

(加入)

第6条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、役員会においてその諾否を決する。

(脱退)

第7条 会員が脱退しようとするときは、あらかじめその理由を明記して本会に通知しなければならない。

(経費)

第8条 本会の運営に必要な経費は、会費その他をもって充てる。

2 会費の徴収方法その他必要な事項は、総会において定める。

(届出)

第9条 会員は、名称、事務所の所在地、代表者及び会員数を変更したときは、すみやかに本会に届け出なければならない。

第4章 役員、顧問及び相談役

(役員の数)

第10条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 8名

(2) 監事 2名

(役員の任期)

第11条

(1) 役員の任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。但し、就任後第2回目の通常総会の終結時まで任期を延長することができる。

(2) 役員は再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第12条 理事のうち1人を会長、3人を副会長とし、役員会において選任する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ役員会において定めた順位に従い、その職務を代理し、又は代行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、本会の会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選任)

第14条 役員は、総会においてレディース中央会の会長の中から選任する。

(役員交代)

第15条 役員が任期中にレディース中央会の会長でなくなった場合又は会長に業務遂行上支障をきたす事態等が生じた場合は、ブロック内で調整し、後任者を選定することができるものとする。但し、任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第16条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は本会に功労のある者のうちから、会長が委嘱する。

第5章 総会、役員会、委員会及びブロック協議会

(総会の招集)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後4月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも会長が招集する。

(総会の議事)

第18条 総会の議事は、レディース中央会の半数以上が出席し、次の議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(1) レディース中央会 5票

(2) 組合女性部 2票

(3) 個人会員 1票

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、出席したレディース中央会の会長のうちから選任する。

(総会の議決事項)

第20条 総会においては、次の事項を議決する。

(1) 事業報告書及び決算関係書類の承認

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 会費の額

(4) 会則の変更

(5) その他役員会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第21条 総会の議事録については、出席した役員より選出された者が作成する。

(役員会の招集)

第22条 役員会は、会長が招集する。

(役員会の議事)

第23条 役員会の議事は、役員の過半数が出席し、その過半数で決する。

(役員会の議決事項)

第24条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で役員会が必要と認める事項

(役員会の議長及び議事録)

第25条 役員会においては、会長がその議長となる。

2 役員会の議事録については、出席した役員より選出された役員が作成する。

(委員会)

第26条 本会は、事業の執行に関し、役員会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

(委員長及び構成)

第27条 委員長は、役員の中から役員会において選任する。

2 委員は、会員の中から若干名をもって構成する。

(委員会の議事)

第28条 委員会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

(ブロック協議会)

第29条 本会に、ブロック協議会を置くことができる。

2 ブロック協議会について必要な事項は、別途規約で定める。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第30条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者(法人を含む)を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員について必要な事項は、別途規約で定める。

第7章 会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。